

衆議院議員総選挙日高地方実施本部設置要綱

1 設置目的

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の管理執行に万全を期すとともに、選挙の啓発及びルールを守ったきれいな選挙を積極的に推進するため、北海道選挙管理委員会事務局日高支所（以下「支所」という。）内に衆議院議員総選挙日高地方実施本部（以下「本部」という。）を設置する。

2 事務処理

本部は、次の事務を処理する。

- (1) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の管理執行に関すること。
- (2) 明るくきれいな衆議院議員総選挙の実現及び最高裁判所裁判官国民審査制度の普及徹底並びに棄権防止等の啓発に関すること。

3 機構

- (1) 本部に本部長、副本部長、参事、主幹及び主査を置く。
- (2) 本部長は支所長を、副本部長は支所次長を、参事は支所参事を、主幹は支所主幹を、主査は支所主査をもって充てる。
- (3) 本部長は、本部を代表し、事務を統理する。
- (4) 副本部長は、本部長を補佐して事務を監督し、本部長に事故があるときは、その職を代理する。
- (5) 参事は、副本部長を補佐し、事務を監督する。
- (6) 主幹は、上司の命を受け、事務を掌理する。
- (7) 主査は、上司の命を受け、所掌事務を処理する。

4 担当及び所掌事務

担当及び所掌事務は、次のとおりとする。なお、市町村係以外の職員は選挙事務従事発令後に下記所掌事務を担当する。

担 当	所 掌 事 務
市町村係	・ 庶務一般 ・ 予算の執行 ・ 関係機関との連絡調整等
地域創生部主幹 市町村係 地域政策係 地域振興係 防災係 主査（地域創生） 主査（統計）	・ 選挙一般 ・ 投・開票速報受理 ・ 啓発宣伝計画の樹立 ・ 啓発諸事業の実施 ・ 選挙をきれいにする国民運動の推進

5 本部設置日

この本部は、令和3年（2021年）7月29日に設置する。